

自殺対策をめぐる議員立法の立案を振り返って

参議院議員が提出し、成立した議員立法として代表的なものの一つに、自殺対策をめぐる議員立法があります。具体的には、「自殺対策基本法」及び「自殺対策の総合かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」です。ここでは、当時の立案担当者に、これらの議員立法について、その制定・改正の背景及び内容、印象的だったことなどを振り返ってもらいました。

平成18年 自殺対策基本法の制定

法律の概要

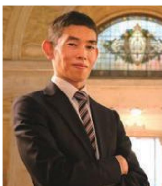
平成18年当時、我が国の年間自殺者数が8年連続で3万人を上回っていたこと等に鑑み、自殺対策に関し、基本理念や国の責務、施策の基本となる事項等の規定を設け、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止とともに自殺者の親族等に対する支援の充実を図る。

自殺対策の法制化という依頼に出会ったのは、私がまだ新人だった平成17年1月のことでした。今となっては自殺それ自体が社会問題であるという認識が世の中に定着していますが、当時は、自殺の原因となるような借金や心身の健康といった個別の問題への法的対応を超えて、正面向から自殺そのものを扱う法律とはどのような内容であるべきなのか、なかなかイメージが湧きづらいというのが、正直な思いでした。それでも、自死遺族の手記や自治体における取組事例などを読み、調べ、課内で議論をするうちに、対策の理念として打ち出すべき事項、対策の充実のために講ずべき施策、対策に当たり配慮すべき事項などが整理されていきました。

議員サイドも精力的に動き、自殺対策に関し、国会内でシンポジウムを開催したり、委員会での参考人質疑や委員会決議を実現させたりして気運を高めていきました。条文化作業を行いながら「もしかしたら成立ま

でいけるかも」という雰囲気も感じていました。

法律制定に向けての超党派の合意形成は必ずしも順調ではない様子でしたが、あるとき、依頼議員が本会議での質疑に立った際、自らががん患者であることを告白し、「がんも自殺も、ともに救える命が一杯あるのに次々と失われているのは、政治や行政、社会の対応が遅れているから」と述べ、本法案の成立を訴えました。この演説は多くの議員の心を打ち、その後短期間で本法の成立に至りました。20年以上がたった今でも印象深い案件です。



坂本 光(平成16年入局)

令和元年

自殺対策の総合かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の制定

法律の概要

自殺対策を支える調査研究及びその成果の活用等に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定める。

自殺対策基本法では、自殺対策のために調査研究やその成果の活用等を行うことが規定されていましたが、超党派の議員連盟における検討の結果、自殺対策の一層の充実を図っていくためには、自殺対策を支える調査研究及びその成果の活用等の中核を新たに担う「指定調査研究等法人」の制度を設けることなどが必要とされ、自殺対策基本法とは別の新たな法律の制定を目指すこととなりました。

この法案の立案に当たっては、いわゆる指定法人の制度を設ける場合にどのような規定が必要か、業務の内容をどのように定めるのか、秘密保持義務規定と違反した場合の罰則の在り方、財政的基盤を確保するための規定の在り方など様々な論点について、関係省庁との協議もしながら検討し、条文に落とし込んでいきました。条文案が固まってきたから、新たな指定法人を設ける必要性、組織体制や予算のイメージなどについて、議員が根回しや党内手続で説明するためのサポートを行いました。

国会情勢から成立するのかがハラハラする局面もありましたが、議連関係議員をはじめ自殺対策に取り組んでいる方々の熱意により成立に至ったことが印象深かったです。



桑原 明(平成17年入局)

令和3年～令和5年

孤独・孤立対策の推進に関する法律案の立案と閣法としての成立

自殺対策と密接に関連する概念として、「孤独・孤立」というものがあります。

我が国には、従来、「孤独・孤立(対策)」という概念・施策分野が存在しませんでした。しかし、人口減少社会を迎えた我が国においては、地域・家族・社会などとのつながりを欠き「孤独・孤立」の状態にある人が増えており、自殺の要因になっているとも言われています。イギリスでも「孤独担当大臣」が置かれるなど、多くの国に共通する今日的な政策課題とも言えるかもしれません。こうした背景を踏まえ、野党議員の発案により、令和3年、「孤独・孤立対策の推進に関する法律案」が参議院に提出されました。参議院法制局は、この法案の立案もサポートしました。

この法案自体は成立には至りませんでした。その2年後の令和5年、「孤独・孤立対策推進法案」が閣法として提出され、成立しました。孤独・孤立対策推進本部や孤独・孤立対策担当大臣が置かれ、自殺対策と連動する形で、総合的に施策が展開されるに至っています。

このように、提出された法案それ自体は成立に至らなくても、法案の提出を通じて、新たな立法・政策的対応の必要性を尤断的に提示し、実現を働きかけることも、議員立法の意義・役割と言えることができるでしょう。



(左)提出された参法
(右)成立した閣法

平成18年

平成28年

令和元年

令和3年

令和5年

令和7年

平成28年 自殺対策基本法の第1次改正

改正の概要

自殺対策が生きていることの包括的な支援として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について定めるほか、基本的施策を拡充し、自殺対策の推進につき必要な組織の整備を図る。

自殺対策基本法の制定により、自殺は社会問題であるとの認識は着実に広まり、様々な取組が行われてきましたが、当時指摘されていた課題の一つとして、自殺対策に関する地域間の温度差がありました。そこで、地域の実情を踏まえた自殺対策を推し進めるべく、地方公共団体に対して自殺対策計画の策定を義務付けることにしたのですが、こうした義務付けに対しては、地方分権の推進の観点から抑制的にすべきとの主張もあることから、その必要性を十分説得力のあるものにすることが求められます。その根拠付けや説明ぶりをどうするかについて、課で議論と検討を重ね、関係省庁や地方公共団体側と粘り強く調整を行いました。

また、依頼議員の意向で、法案の原案についての意見募集も行われましたが、関係する方々から出された意見は、立案作業を進める上でとても参考になりました。依頼議員をはじめ、多くの方々の思いが込められた法案でしたので、一層責任感を持って取り組まなければと意識を強くしたことを思い出します。

担当した当時は、入局8年目。霞が関への出向から戻ってきて、最初に携わった案件でした。出向先では、法令案についての内閣法制局の審査や、関係省庁や団体との込み入った交渉・調整などを経験することができ、こうした機会を得たものを総動員して、法案の成立に携わることができたことで、大きな達成感を得ることができました。



信谷 彰(平成20年入局)

令和7年 自殺対策基本法の第2次改正

改正の概要

こどもの自殺対策に関し、社会全体で取り組むことの基本理念への明記、学校の責務の明記のほか、地方公共団体が関係者と情報交換や協議を行う協議会の設置等について定める。

宮崎:基本法の制定以降、自殺者総数は減少傾向にありましたが、特に近年こどもの自殺者数は増加傾向にあり、その対処が喫緊の課題でした。川添さんは、法改正に携わってみたいかがでしたか?

川添:今回の改正の柱の一つである、自治体における「協議会」の設置に係る規定については、各自治体において支障が生じないよう、実務に即した明確な規定とすべく、立法例を網羅的に収集して原案を作成しました。また、「AI」の自殺対策への活用など、最新の状況を踏まえた改正も盛り込まれましたが、このような、必ずしも立法例が定着していない概念等を法律に書き込むこと

の難しさや責任とともに面白さを感じました。

宮崎:各党の党内手続にも陪席したいと思います。何か印象深かったことはありますか?

川添:議員間で真摯な議論が行われていて、様々な立場から意見や質問が出されたので、緊張感のある中で担当議員を補佐したのを覚えています。その後、私は他の課に異動となり、宮崎さんが私の後任者として法案の国会提出後の委員会対応もされました。

宮崎:いよいよ法案提出となったときは身が引き締まる思いでしたし、委員会での質疑に向けて、質問者の問題意識を的確に捉えつつ、法案提出者の考えを適切に表現できるよう、答弁原稿の案を準備しました。また、委員会室では実際に答弁補佐のために陪席し、正に国政の最前線に働いているという実感を得ることができました。

川添:そんな最中、並行して他の案件も動いていたのでしょうか?

宮崎:はい、同時に複数の案件を抱えていて、頭の切替えが必要でした。ですが、どの案件も妥協せず、課の全員で議論し検討を深めていくところに、当局職員の仕事に対する姿勢が表れていたと思います。また、そういう状況でも、課内の雰囲気は楽々かく、誰もフラットに発言できる環境で、のびのびと仕事することができました。

川添:成立法に携わった感想などはどうでしょう?

本稿で紹介したように、自殺対策については、平成18年の基本法の制定後も、超党派の議員連盟の活動により、その時々課題に対応するため、法改正や関連法の整備が行われてきました。このように、法律は、一度つくれば終わりというわけではありません。現場で生じている課題を踏まえ、法律を更にブラッシュアップしていく、そのサポートを、議院法制局として議員のニーズに応じて、適時適確に行えるように、日々研さんを積んでいます。

令和7年改正についての紹介ページはこちらからご覧ください。



宮崎 颯人
(令和5年入局)

川添 陽也
(令和5年入局)